

業務概要書

業務件名	千葉運輸支局倉庫(21)工事監理業務
業務概要	(1)業務履行場所 千葉県千葉市美浜区新港198
	(2)業務種別 建築関係建設コンサルタント業務
	(3)当該業務の概要 千葉運輸支局倉庫(21)新営その他工事の工事監理業務(一部業務対象外工事あり)
	(4)契約方式 一般競争入札 総合評価落札方式(簡易型)
	(5)契約予定時期 令和3年6月初旬
	(6)予定履行工期 令和4年3月31日
競争参加資格の考え方	(1)競争参加資格 <p>①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>②関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>③建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所又は二級建築士事務所登録を行っていること。</p> <p>④申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。</p> <p>⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。</p> <p>⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 1)資本関係 (ア)子会社等と親会社等の関係にある場合 (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 2)人的関係 (ア)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
	(2)競争参加資格確認申請者に関する要件 <p>①次に示す本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者又はそれらと資本若しくは人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと。 (i)本業務の対象となる工事の受注者 千葉運輸支局倉庫(21)新営その他工事 受注者未定 (ii)(i)の工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 安井建築設計事務所</p> <p>②本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。主たる分担業務分野を再委託は認めない。</p>

	<p>③構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、競争参加資格確認申請者又は再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所(以下、「協力事務所」という。)が、他の競争参加資格確認申請者の協力事務所となっていないこと。</p> <p>④再委託先である協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)入札参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。</p>
競争参加資格の考え方	<p>(3)配置予定監理技術者及び記載を求める主任担当技術者に関する要件</p> <p>①管理技術者及び主たる分担業務分野(建築分野)の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。</p> <p>②管理技術者は建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は二級建築士であること。</p> <p>③管理技術者及び記載を求める主任担当技術者(建築分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野)は、それぞれ1名であること。</p> <p>④管理技術者は、記載を求める建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者の全部又は一部との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする</p> <p>⑤管理技術者及び各主任担当技術者は、次に示す同種又は類似業務について、平成23年4月1日以降に完成した施設(工事)において実績を有さなければならない。</p> <p>(i)同種業務 次の(ア)から(イ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)を 含む工事監理業務のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。 ただし、完成した新築又は増築建物を対象施設とした業務とする。</p> <p>(ア)規模 :新築又は増築部の延べ面積 200㎡以上 (イ)用途 :倉庫または複合用途施設(1棟で倉庫の用途と認められる部分が(ア)の床面積以上ある建物) ※複合用途施設とは、1棟に複数の用途が含まれており、床や壁などで明確に区分されている施設をいう。 当該用途部分の面積の算定に当たっては、共用部分の面積も含む。</p> <p>(ii)類似業務 工事監理業務、または実施設計業務を含む業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。 ただし、完成した新築又は増築建物を対象施設とした業務に限る。</p>
総合評価に関する考え方	<p>(1)落札者を決定するための基準</p> <p>指名された入札参加者は、「価格」、「資格、技術力」及び「業務の実施方針等」をもって入札し、予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。</p> <p>(2)業務の実施方針等</p> <p>業務への取組体制、工事監理チームの特徴、対象工事内容を反映した特に重視する工事監理上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。</p>